



**学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の  
在り方等に関する方針**

**令和5年5月  
鹿児島県教育委員会**

## 目次

1 経緯等 .....	1
2 スポーツ庁及び文化庁が示す考え方（国のガイドラインの概要） .....	2
(1) 国のガイドラインの趣旨等 .....	2
(2) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 .....	2
ア 休日の活動の在り方等の検討 .....	2
イ 検討体制の整備 .....	2
ウ 段階的な体制の整備 .....	3
エ 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進 .....	3
オ 地方公共団体における総合的・計画的な取組 .....	3
3 県の方針 .....	3
(1) 基本的な考え方 .....	3
(2) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けたスケジュール .....	4
ア 学校の設置者の取組 .....	4
イ 県の取組 .....	6
(3) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備の検討事項（例） .....	6
(4) 新たな地域クラブ活動の適切な運営について .....	7
(5) 保険の加入について .....	8
(6) 大会等の在り方 .....	8

## 1 経緯等

- 平成31年1月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」において「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と指摘された。
- 国会においても、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正案の国会審議において、衆議院文部科学委員会の附帯決議（令和元年11月）、参議院文部科学委員会の附帯決議（同年12月）において「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」が指摘された。
- 令和2年9月に、文部科学省は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を通知し、「今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、運動部活動の総合的なガイドラインで示した『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示するものである」とされ、具体的なスケジュールとして、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」と示した。
- 令和4年6月、スポーツ庁の設置した検討会議が、同年8月、文化庁の設置した検討会議が、それぞれ提言を示し、学校の働き方改革に対応すること、中学校等の生徒にとってふさわしいスポーツ、文化芸術環境を実現すること等が示された。
- 令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が提言を踏まえ策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）」において、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動（少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指した新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応）への移行等、国の考え方が示された。
- 本方針は、同ガイドラインを参酌し、義務教育である公立の中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等について県内市町村に対し、県の方針を示すものである。  
なお、学校部活動の在り方等は、引き続き鹿児島県部活動の在り方に関する方針（平成31年3月）により示す。
- 県立高等学校においては、引き続き、「鹿児島県部活動の在り方等に関する方針（平成31年3月）」に基づき、学校部活動の適切で持続可能な運営体制の構築に取り組む。

## 2 スポーツ庁及び文化庁が示す考え方（国のガイドラインの概要）

### (1) 国のガイドラインの趣旨等

- 少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指す。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指す。
- 学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

### (2) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

#### ア 休日の活動の在り方等の検討

- 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進め、平日における環境整備については、できることから取り組むことが考えられる。また、地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得る。

#### イ 検討体制の整備

- 都道府県及び市区町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置する。
- 都道府県及び市区町村は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが考えられる。

## ウ 段階的な体制の整備

- 段階的な体制整備として、市区町村が運営団体となり、あるいは市区町村が中心となって運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム等の多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設等を活用して行う活動に中学校等の生徒が参加する体制が考えられる。

※ なお、直ちに前記のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動について、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

## エ 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

- 休日の学校部活動の地域連携や地域移行の達成時期について、国としては一律に定めず、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援する。
- 各都道府県及び市区町村においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。市区町村等によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

## オ 地方公共団体における総合的・計画的な取組

- 都道府県及び市区町村は、例えば推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

## 3 県の方針

### (1) 基本的な考え方

- 学校部活動は、スポーツや文化芸術等に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動の指導者（顧問、部活動指導員及び外部指導者等をいう。以下同じ。）の指導の下、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら行われ、本県の生徒の健全育成やスポーツ及び文化芸術等の振興を大きく支えてきた。

- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解が可能になる等、その教育的意義が大きい。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決できない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきたり、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 部活動においては、将来においても、本県の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフ・豊かな心や創造性の涵養を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツや文化芸術等の活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。
- 持続可能な部活動の体制づくりや学校の働き方改革の両方を実現するためには、①休日の部活動の指導を望まない教師が、休日の部活動に従事しなくてもよい環境の構築。②休日の部活動の指導を希望する教師が、休日に指導できる仕組みの構築。③希望する全ての生徒が、休日に地域においてスポーツ・文化活動ができる環境の構築が必要である。
- 国が示した令和5年度から7年度までの改革推進期間は、期間内に県内全ての市町村、全中学校、全種目を一斉に地域移行しなければならないものではないことから、「休日の学校部活動の地域連携や地域移行」について協議をはじめること等から取り組み、地域の実情に応じて、段階的に進めることを目指す。  
また、どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在しないことから、各市町村の実情に合わせて様々な手法から適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせるなど創意工夫を凝らしながら、十分に検討・準備する必要がある。
- 県立高等学校及び特別支援学校高等部においては、今後、公立中学校において地域連携・地域移行により部活動・地域クラブ活動を経験した生徒が入学してくる状況を踏まえ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動に取り組む必要がある。

## (2) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けたスケジュール

### ア 学校の設置者の取組

- 各市町村においては、スポーツ庁及び文化庁が改革推進期間と示した令和5年度から令和7年度までの間に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動に関する意見交換

を行うための関係者による協議会等を設置する。

- 各市町村の設置した協議会では、上述した県の基本的な考え方を踏まえて、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する検討を行う。
- 各市町村の設置した協議会では、持続可能な部活動及び地域クラブ活動の体制づくり及び学校の働き方改革の推進の考え方のもと、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が失われることのないように、丁寧かつ、慎重な検討を行う。
- 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の実施時期は、市町村の実情等に応じて、可能な限り早期の実現を目指す。
- 地域連携や地域クラブ活動の在り方については、市町村の実情等に応じて適切に判断するものとし、特に、地域における運営体制を直ちに整備することが困難な場合は、地域の協力を得て、学校部活動において部活動指導員や外部指導者を任用し、生徒の活動環境を確保するよう努める。
- 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行後の中学校教育（部活動が担ってきた意義や役割、部活動をとおして実施してきた教育活動をどこが担うのか）について検討する。

**【令和5年度から7年度の取組例】**

- ・ 学校部活動の地域連携・地域移行に関する協議会等設置
- ・ 地域クラブ活動での指導を希望する公立義務教育職員等の兼職兼業の規定や運用の検討
- ・ 地域の実情を把握
- ・ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する検討
- ・ 学校の部活動指導員の配置
- ・ 学校の外部指導者の配置
- ・ 運営団体の確保
- ・ 指導者の確保
- ・ 活動場所の確保
- ・ 活動予算の確保
- ・ 活動内容の決定
- ・ 生徒、保護者、住民への周知
- ・ 部活動顧問、部活動指導員等の研修
- ・ 人材バンク等の活用
- ・ 競技団体等の協力促進
- ・ 合同部活動の取組検討、推進
- ・ 低廉な施設利用の環境整備

【令和8年度以降】

- ・ 令和5年度から令和7年度における取組の進捗状況等を勘案し、適宜、必要な見直しを行う。

イ 県の取組

3(1)県の基本的な考え方に従って、これまでと同様に、鹿児島県中学校体育連盟や鹿児島県吹奏楽連盟等の学校部活動に関係する各団体・機関等と連携を図りながら、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けて取り組み、市町村の取組を支援する。

【令和5年度から7年度の取組み予定】

- ・ 学校部活動の地域連携・地域移行に関する協議会設置
- ・ 地域クラブ活動での指導を希望する公立義務教育職員等の兼職兼業の規定や運用の検討
- ・ 部活動顧問、部活動指導員等の研修
- ・ 人材バンクの設置、運用
- ・ 競技団体等の協力促進
- ・ 合同部活動の取組推進
- ・ 市町村の進捗状況の把握

【令和8年度以降】

- ・ 令和5年度から令和7年度における取組の進捗状況等を勘案し、適宜、必要な見直しを行う。
- ・ 県内市町村の状況及び国の動向を確認した上で新たなスケジュールを検討する。

- (3) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備の検討事項（例）  
今後、各市町村に設置された協議会等にて議論されるべき事項は以下が挙げられる。

【部活動の意義・役割の継承に関する事項】

- ・ 教科学習とは異なる集団での教育活動を通じた人間形成の機会の確保
- ・ 学年を越えた多様な生徒が活躍できる場の確保
- ・ 学校における生徒の居場所の確保
- ・ 指導者が生徒の様々な表情を把握する貴重な機会の確保
- ・ 生徒との信頼関係を構築する機会の確保
- ・ 指導者自身にとっての学びの機会、指導力向上の機会の確保等

【理念に関する事項】

- ・ 生徒の参加機会の保障
- ・ 「段階的」の捉え方や地域移行のイメージ



#### 【体制に関する事項】

- ・ 地域移行以外の解決策の検討（部活動指導員の活用等）
- ・ 検討体制（教育委員会，スポーツ・文化芸術担当部局，学校，地域団体等）
- ・ 部活動に代わる運営団体・運営主体（スポーツ・文化芸術団体等）
- ・ 実施施設の確保（学校施設の活用・管理等）
- ・ 予算（受益者負担，運営費の公的予算支援，困窮する家庭への補助）
- ・ 教員の関わり方（兼職・兼業，引率）適正な謝金単価設定
- ・ 運営団体・運営主体となる団体，指導者と学校との連携
- ・ 保護者に対する説明（保護者の負担軽減等）
- ・ 種目，地域，学校の特性に応じた整備

#### 【危機管理に関する事項】

- ・ 保険の在り方
- ・ 危機管理体制の整備
- ・ 事故対応体制の整備
- ・ 生徒及び指導者等のトラブル対応体制の整備
- ・ 休日の部員間のトラブル対応
- ・ 休日の活動の位置づけ（学校管理下か管理外か）

#### 【学校教育に関する事項】

- ・ 平日と休日の指導者が異なることによる生徒の心理や活動方針への影響
- ・ 学校の生徒指導及び生徒理解等の機能低下
- ・ 生徒の体力低下
- ・ 学校と保護者との関係の希薄化（保護者との信頼関係）
- ・ 休日の部活動を学校教育から切り離すことに対する地域住民の十分な理解促進
- ・ 部活動に代わる生徒の居場所の受け皿
- ・ 部活動に代わる生徒間の人間関係形成の機会

#### (4) 新たな地域クラブ活動の適切な運営について

地域クラブ活動は，学校の教育課程外の活動として，社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ，また，スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものであることから，首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署が新たな地域クラブ活動の適切な運営について指導・助言することが期待される。

なお，新たな地域クラブ活動の適切な運営や効率的・効果的な活動の推進については，「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）」を参考とすることが望まれる。

## (5) 保険の加入について

地域クラブ活動においては、指導者や参加する生徒等を対象として、スポーツ安全保険等の自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険等に加入すること。

## (6) 大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、発育・発達期にある生徒にとっての大会の意義を、本方針の趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。

イ 大会等の主催者は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 鹿児島県中学校体育連盟、各地区中学校体育連盟及び市町村教委等は、協議会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。

エ 校長は、鹿児島県中学校体育連盟、各地区中学校体育連盟及び市町村教委が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

カ スポーツ競技団体や文化芸術団体等は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設けることなどを検討する。

キ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本方針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

# 鹿児島県学校部活動の在り方及び地域連携や地域クラブ活動の在り方に関する方針

令和5年5月 鹿児島県教育委員会



## 【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するための部活動改革が必要。
- 国が示す部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を契機に、県・市町村教育委員会のみならず関係機関・団体や地域と連携を図り、地域の実情に合わせた新たなスポーツ・文化芸術活動環境を構築していくことが必要。
- 令和4年12月に国が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定したことを受け、「鹿児島県部活動の在り方に関する方針（平成31年3月）」に加え「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針（令和5年5月）」を新たに策定することによって、本県の方針を策定。
- 学校部活動の適正な運営や効果的・効果的な活動の在り方に加えて、新たな地域クラブ活動の運営体制や環境整備、取組内容等について、県の考え方を提示。

### I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、適切な運営等の在り方を示す。

（概要）

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週あたり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・文化芸術活動環境整備の推進

### II 新たな地域クラブ活動

学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

（概要）

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導を希望する教師等の円滑な兼職兼業の在り方
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動する場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

### III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に向けて、関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むために、その方向性について示す。

（概要）

- ・ まずは休日における地域移行の環境整備の推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の状況等を検証し、改革を推進
- ・ 地域の実情に応じた、段階的な体制の整備を推進
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組む、実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 県及び市町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

### IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の在り方について方向性を示す。

（概要）

- ・ 大会参加資格を地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し
- ※ 鹿児島県中体連は令和5年度から大会への参加を条件を付して承認、その着実な実施
- ・ 大会等への引率、運営に関する方向性
- ・ 県及び市町村の大会等の在り方（開催回数・回数等の精選、複数の活動を経験し、たい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

# 学校部活動の地域連携や新たなクラブ活動の在り方に係るロードマップ

